

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

本紙は、共同募金の
配分金によってつくられています。

2012

9

No.523



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2～5面…介護保険制度の改正 その後
- 6面…木津川市社協「ケアセンターハッピーコスモス」の取組み
- 7面…夢中!・熱中!ふくしびと
- 8面…京都府社会福祉協議会からのご案内



平成24年8月13日・14日 京都府南部地域豪雨被災地で活動するボランティアの様子

もえくさ

ロンドンオリンピックの観戦が終わりかけ、お盆を前にのんびり過ごしていた8月14日未明、京都府南部豪雨で、宇治市では死者1名、行方不明者1名、全壊 半壊30棟余、床上 床下浸水2千棟余の大きな被害があった。常設の宇治市災害ボランティアセンター(事務局：宇治市社協)は、いち早く14日午前11時に非常時体制に移行し支援活動を開始。この立ち上げは異例の早さだ。府災害ボランティアセンターは後方支援活動を進め、府内市町村社協からは相互支援協定に基づく職員派遣、また災害ボランティア支援に経験豊富な全国の支援団体が駆けつけた。被災したデイサービスセンターには市内特養ホーム協議会が支援に入った。猛暑の中での泥だしは重労働だが、災害ボランティアセンターには、京都府内外から3千人を超えるボランティアが参加した。▼この災害発生当初に交通網・通信網が途絶え、一時孤立状態になった灰山地区で、A4版1枚の情報紙が大きな役割を發揮した。地元学校の先生が取組み始めた「明日への歩灰山通信」と題するミニ新聞だ。区長と連携し組長の協力を得て全戸配布されたこの情報紙には、地区に設置された災害対策本部との打ち合わせ結果のお知らせ(支援相談窓口や医療体制等)、封鎖された道路の復旧予定のほか、地区住民の助け合いの様子、かけたボランティアの活動状況等がリアルに報告されている。「通信」のある号に「心の壁を取り払って」という次の短文がある。▼「土砂や泥の入った家の裏や床の下。いつもの表玄関ではない所。ボランティアに入ってもうら氣恥ずかしさ。でも、出てきたときの泥だらけの笑顔はまた格別。」この短い文章には、突然襲ってきた被害、何とか対処したい焦り、見ず知らずのボランティアの受け入れ。その戸惑いと葛藤、ボランティアとの心の交流が凝縮されている。この号には、「ボランティアの皆さんへ」と題する区長の御礼文も掲載されていた。「…皆さんのお力で土砂が取り除かれたり瓦礫が片付いていく場面が地区内の至る所で見られるようになりました。また、体中が泥まみれで床にもぐって泥をかきだす姿や懸命に土嚢を積まれる皆さんの姿に「絶望して折れそうになった心を支えていただいた。」と様々な所から喜びの声が届くようになりました。…私たちも精一杯復旧に向けて頑張つていきたいと思ひます。ボランティアの皆様、本当にありがとうございます。」▼災害は本当につらい状況をつくりだす。でも、その支援活動を通じて新たな絆も生まれている。被災者の方が落ち着きを取り戻すにはまだまだ時間が必要となる。夏が終わり、これから台風シーズンを迎える。どうぞ皆様、いま一度、防災・減災の備えと点検を。(N・T)

介護保険制度の改正その後

利用者や家族、事業所、介護支援専門員の声

2012年4月から介護保険制度が改正され、地域包括ケアシステムの構築や介護人材の質の向上・待遇改善として利用者保護の強化などが前面に押し出されました。この改正介護保険が動き出して数か月(座談会は7月実施)が経過しましたが、そこで、利用者や家族、事業所また介護支援専門員が、どのように現状を感じ、これからの介護保険制度はどうあるべきかなどについて、座談会を開催しました。聞き手は、(社福)みねやま福祉社会理事長で京都府社会福祉協議会副会長の櫛田匠氏。話し手として、利用者やその家族の立場から、認知症の人と家族の会の京都府支部代表の荒牧敦子氏、事業所の立場から、十四軒町の家マネージャーの杉原優子氏、介護支援専門員の立場からは亀岡市地域包括支援センターあゆみセンター長で、(社団)京都府介護支援専門員会常任理事の松本善則氏に座談会に参加していただきました。



【櫛田】 この座談会では、改正介護保険制度の施行後、利用者さんはどのように感じられているのか、また、事業者、ケアマネジャーが、感じられて

をしましたが、「これだけ負担が増えた」、「こんなに不満が高まっている」ということは数字として見えてこない、という利用者側の言葉はありました。負担は増えているのですが、額がさほど大きな訳ではなく、見える変化が少ないので、全国の会員さん向けにアンケートを行い、どのような変化があったか検証していくことにしています。

うです。認知症の人にとってはヘルパーさんに、話し相手になって欲しい訳ですが、今回の改正ではそこが満たされなれないかと思えます。デイサービスは時間延長(注1)をされていますが、お迎えの時間を30分早める、帰りの時間を30分遅くするなど、刻みを細かくされており、メリットやデメリットは見えてこないようです。

認知症の人は、昼食後に「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、

「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、

「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、



利用者との時間は、訪問介護の時間が短くなったことの影響が大きいよ

「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、

「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、

「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、

「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、

「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、

「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、

「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、

「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、

「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、



【杉原】 私は、先ほど荒牧さんもおっしゃったように、3カ月経って何かが大きく変わったかというところ、まだ大きな変化はないのではないかと感じています。むしろ、これが

個別ケアと地域包括ケア、そして人材の育成・確保

【櫛田】 今のお話も参考にしていただきながら、事業者側についてお願いします。

「もう帰る、帰る」と言われる人が多く、その人たちにとって、サービスが30分延びることは負担感が増えていることになりそうです。家族の側から「レスパイトの時間が延びたことで負担が減って、助かった」という声が聞かえてくるかというところ、

改正後の利用者の暮らしが見えない

【荒牧】 家族の会の常任理事会でも、話し合

新しい介護保険の概要

(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)

●改正の趣旨…高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めることとされています。

●改正の主なポイントは次の6点が示されています。(今回の特集に関連する部分について要点を抜粋しました)

1. 医療と介護の連携の強化等
 - ①医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
 - ②日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
 - ③単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設。
2. 介護人材の確保とサービスの質の向上
 - ①介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
 - ②介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
3. 高齢者の住まいの整備
4. 認知症対策の推進
5. 保険者による主体的な取組の推進
6. 保険料の上昇の緩和

(厚生労働省資料より)

利用者さんやご家族に聴くと、時間延長を歓迎する声のご家族の側からはとても多かったのです。それを引き受けることで、利用者さんが地域や家で暮らし続けられる条件が広がるのであれば、それは意味があると思います。単純に家族ニーズとして、家族の要望に応えて時間延長をするだけでは、実態としてご本人の暮らしは変わっていないと思うのです。時間延長の意味を考えながら、事業者が個々の利用者の状況に応じて適切にサービスを提供するように、組み立て直しをすることが大事だろーっと思えます。

もうひとつは医療と介護の連携で、24時間定期巡回(注3)や複合型などさまざまな新しい制度が出来たわけですが、なかなか広まらないのは、ニーズを拾い上げることができていない、あるいは運用していくうえで難しさがあるということだと思っております。それらを見極める必要もあると思えます。

【榎田】 それでは最後に松本さんがお感じになられていることをお話しください。

〜見えてきたケアマネジャーとしての新たな課題〜



【松本】 今回の改正ではデイサービスとヘルパーの生活援助(注4)の時間枠の変更が目につきました。サービスを提供する側にも迷いがあつたか、スタート時点で方針を打ち出せていないところもあり、事業所が運営について一番困感したのではないかと思います。

デイサービスでは、ある事業所さんの実施したアンケートによると、時間延長を歓迎する声が圧倒的に多かったと聞いています。これは、もしかすると杉原さんがおっしゃったような家族ニーズかもしれません。今回の改正では、レスパイト機能強化による在宅の限界点を上げる目的があつたことですが、現時点ではその効果は不明です。

ケアマネジャーは、事業所さん主体ではなく、ご利用者の自立に向け適切なアセスメントの上で必要なサービスを組み立てる役割を担わされています。こういった視点から見れば今回の改正にあるヘルパーの時間枠の切り換えは、ケアマネジャーにとって自らのケアプランを見直す大きな転機になるかも知れません。

ケアマネジャーが事業所からの求めでプラン変更をしているという話も少なからずあつたと聞いています。個々のケースについてはそれぞれ事情があつたことと推察しますが、ほんの一部であっても仮にそれが事実だとすれば由々しきことであり、職能としての専門性を試される時かも知れません。

【荒牧】 期待というよりは、改正で一番押し出されたのは、今の制度を維持するには「お金が足りなくなっている。」ということだと思つています。そこでいじった結果、余計にわかりにくくなって、「利用者本位」という言葉だけが一人歩きしたと思います。しかし、本当に利用者本位なのかというと、家族も含め全員が喜んでるわけではないと思えます。ニーズに合わせてフレキシブルに対応してくれないかなと思つていますが、それでは、経営が成り立たないということが背景にあるのではないのでしょうか。

先ほど松本さんからもお話がありました。ケアマネジャーさんが一人ひとり個別訪問をし、

利用者のニーズに合わせた対応を〜

聞き取りをしながらケアプランを見直しされているとお聞きして、今回の改正はケアマネジャーさんにとっては試練だと強く感じました。「家族の会」としては、以前から、「必要な経費について、私たちが出せるお金は出します」と言っています。ただ、「家族の会の会員さんは認知症介護のエリートや」という言葉も聞かれて、年会費を支払える人たちが「家族の会」の会員になっているという現実もあるので、それを支払えない人たちも多いということを考えなければならぬと思います。

【榎田】 事業者の立場から、杉原さん、どうぞ。

キーワードは医療との連携と 職員のスキルアップ



【杉原】 なじみの「地域」で暮らしたいというのは大事なことで、思っていますが、今、認知症や重度の介護が必要になっても暮らし続けられるかという点、先ほど荒牧さん

もおっしゃったように、それに対応できる柔軟なサービスの組み立ては、まだ出来ていないと思います。例えば、デイサービスでも、短時間の利用が制度的にも可能なのに、対応する事業所は少ないわけです。事業所の都合だけではなく、利用者の視点を入れる必要があるはず。そのために、ご家族から不満として出てくるのだと思います。

それから、地域密着型サービスを使うことで多くの認知症の方を支えていけるという実感を持っています。一方で、医療が必要なきに、うまく組み合わせられないと認知症の方たちが暮らし続けられない、ということも明らかになっています。今回、医療との連携の制度が増えたということは、好ましいことだと思っています。もうひとつ、人材の確保という点でいうと、一定のスキルを持った介護人材が確保できないと、在宅での暮らしが支えられなくなり、介護職員のキャリアアップの仕組みづくりは非常に重要だと思っています。

【榎田】 例えば人材にしても、われわれが求めているのは、単に「材料」としての「人材」ではなく、育った「宝」としての「人材」で、提供しているところは同じだと思います。いいサービスを提供したいし、「地域」ということをよく意識されていると思います。

目先のことだけでなく、 専門性を持った対応が必要



【松本】 ケアマネジャーの立場で今回の改正を見ると、今が正念場だと思っ

ています。利用者の御用聞きをして、今「御用聞きケアマネジャー」と言

所さんの御用聞きケアマネジャーではないか」と言われなにかを一番危惧しています。そのような評価が出るとケアマネジャーの存在意義が問われることにもなりかねません。我々ケアマネジャーは、利用者さんが在宅生活を続けたいという経済的な負担も考えなければならず、時にはサービス事業所と向き合うことも必要になってくると思います。ケアマネジャーが事業所に無理強いをしてつづけてしまったら結局、その地域でいまのサービス提供体制が成り立たなくなるのではというジレンマもある訳です。もう一つ、目先の困り事だけを見て無計画なサービス利用を希望される方に対して、ケアマネジャーは専門性を持って対応しなければなりません。

ケアマネジャーも事業所も良識を持って制度を運用することができれば、今回のような改正も生きてくると思いますが、目先のことで議論、評価をしようとする、次の3年後の改正でわれわれケアマネジャーの立場はしんどくなるのではないかと、この心配があります。

ケアマネジャーも府民公開講座などで広報啓発していきたいと思っています

多職種連携で自立支援、 自己実現を目指す

【榎田】 介護保険制度が始まって11年と少しになります。この制度への府民・市民の認知度は高くなっていますが「本当にこの制度をよくご理解いただいていますか？」という心配があります。いま言われたように、長い視野でどう利用することが、いい人生が築けるの

か、そこを議論しないと、目先だけではしんどいのかなと思います。今回の改正において、自身が思っていることは、やはり「地域」です。住み慣れた、いままで暮らし続けてきた地域で、その暮らしを維持するためにさまざまな社会的資源を活用していく。提供する側は、多職種連携をして、その人の自立支援、自己実現を果たすためのサービス提供をしていく。それが利用者にとってもサービス提供事業者にとっても、まさにめざすところだと思えます。それを具現化するために地域包括ケアシステムがあります。それは大変期待しているところですが、まだ利用者のみなさんにも実感していただけていないのかなとも思っています。「暮らし続けてきた地域で暮らし続けられる」というサービス提供や多職種連携という点での感想は、いかがですか。

サービスの地域間格差を 埋めることが必要



【荒牧】 いままでのお話はそれぞれのお立場でよくわかるのですが、家族の会ではもう4年ほど、認知症の相談事業として京都府内一円を回らせていただき、

そのなかで地域格差の大きさを感じます。家族の形態自体が変化していて、認知症の介護相談などをすると、北部は老々介護が目立ちます。南部のほうも、高齢化が進んでいます。まだ若い世代と一緒に住んでいる人がけっ

おられます。そうすると、「認知症の人が地域で住み続けられるために」というキーワードで考えても、地域の格差をどうしていくかを考える必要があると思います。医療の問題も、一定の地域に偏在しています。それを埋めるために、地域包括ケアシステムを考えながら、京都府が先取りしようとしてされていることに対しては、期待しています。しかし私が地域福祉権利擁護事業で生活支援をしていた、認知症が少し出てきたひとり暮らしの知的障害の方が、先ごろ2日間行方不明になり、社協のデイを利用されていたので迎えの時にようやく行方不明であることがわかりました。結果的には福知山警察署管内で見つかりましたが、その人がひとり暮らしだということがわかってい

るから、近所も地域福祉権利擁護事業も福祉協議会も警察も消防もみんな気をつけてはいましたが、そういう事態が起こりました。徘徊ネットなどさまざまな取り組みで連携をとったとしても、一人の人すら支えられない、ご本人の望むような暮らしをいつまで支えられるかなど、いま私は自信を喪失しています。それから、人材ですが、若い人たかを確保しようとしても、田舎では難しいようです。私もNPOに関わっていますが、ヘルパーさんは、介護の人や子育て中の人たちが登録ヘルパーとして非常勤で働いているというケースがほとんどです。45分の刻みになってくると、登録ヘルパーさんとしては収入が本当にガタッと減ってしまっている。現職のヘルパーさんを確認することさえ苦労されているのが現状です。しかし、地域で住み続けるためには、ヘルパーさんはいくらでも必要です。それをどうクリアしていくかが課題だと思います。利用者側とし

ては、私自身が住み続けられるように、これから先を見通して、何が必要で、どうあればいいのかということ、いま模索しています。いまは「24時間巡回」という言葉が一人歩きしていますが、それが見えてこないのが現状かと思っています。

～地域での生活を支える 一員としての事業所～

【杉原】 地域包括ケアシステムというと、どの地域も同じ仕組みで同じ支援体制が構築されるという幻想があったりしますが、実は荒牧さんが言われたように、地域というのは個性があるので、その地域ごとに、どういうサービスが必要か、どういった人たちが暮らしているかによって、まったく違ってきます。そうすると、事業者も、自分が事業を展開している地域にはいったいどのようなニーズがあるのかということを意識的にリサーチしていく姿勢が必要だと思っています。デイサービスもヘルパーステーションも、自分たちが提供しているサービスマネージャの地域はひとり暮らしの高齢者が多いのか、家族同居が多いのか、認知症の方がどれくらいいるのか、ということ、地域包括支援センターの役割ということ、丸投げするのではなく、事業者自身が、地域の支え手の一員として連携しながらやっていく必要があるだろうと思います。また、カギを握っておられるのはケアマネジャーだと思いますが、先ほど言われたように、「御用聞きケアマネジャー」と批判されてきたのは、ある意味、それでは困るといことが明らかになってきた、期待感の表れでもあるように思います。ケアマネジャー

が、介護保険制度も含めて、それ以外の見守り機能や生活支援などの視点をどれくらい持ち、地域での暮らしを支えるようなケアプランを作れるのか、マネジメントできるのか、ということが非常に重要になっていると思います。

～ソーシャルワークと ケアマネジャー～



【榎田】 先ほどのケアマネジャーのお話のなかで、「利用者の御用聞き」とか「事業者の御用聞き」という話がありました。最初に申し上げたとおり、その両者の間に位置しているのがケアマネジャーだと思います。地域で対象を限定しないで、そこで生活なさっているさまざまな方々の生活課題がそこにあるということ、コーディネートするのは、いわゆるソーシャルワーカーの仕事だと思っています。ソーシャルワーカーという、どうもケアマネジャーというふうには思われていないですが、ケアマネジャーはケアマネジャーであり、ソーシャルワーカーはソーシャルワーカーであり、それを合体させることはできるのか。ケアマネジャーとしての仕事もできるし、まさに地域のコーディネーターとしての仕事もできる。これからその地域を支えるキーパーソンになるのは、ケアマネジャーを兼ねたソーシャルワーカーなのかと思いますがいかがでしょうか。

（次号に続く）

- 注1) デイサービスの利用時間が、「3-4時間、4-6時間、6-8時間」から「3-5時間、5-7時間、7-9時間」という区分に変更されました。これにより6-8時の区分を利用していた方は、①5-7時間、②7-9時間のいずれかを利用することとなります。また介護報酬も従前の6-8時の区分と比べて①が10%前後の減額、②が2-6%の増額となります。
- 注2) 地域包括ケアシステムとは、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制のことです。
- 注3) 24時間巡回サービスとは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のことを指します。これは重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うものです。
- 注4) ホームヘルパーが生活援助のみを行う場合には、「30分以上60分未満と60分以上」から「20分以上45分未満と45分以上」の区分に変更されました。

木津川市社会福祉協議会「ケアセンターハッピーコスモス」

〒619-0222 木津川市相楽山松川41-2 TEL 0774-73-2080

利用者の意思を第一に 地域に愛される事業所をめざして

木津川市社会福祉協議会を母体とした介護保険事業所「ケアセンターハッピーコスモス」は、「二人ひとりの笑顔のために」をモットーに平成24年4月にオープンしました。今までの居宅介護事業、訪問介護事業、訪問入浴事業に加え、新しく通所介護事業を始めるにあたり、幾度となく話し合いを重ねたことで、社協らしい特色のある通所介護事業に取り組みことが出来ました。

「ケアセンターハッピーコスモス」では、開所にあたりスタッフ全員に利用者に対する接遇を指導徹底しました。すると職員の自覚も大きく変わり、利用者の方に丁寧に接することが出来るようになりました。そのことは、本事業所が利用者の方にとって居心地のいい場所となることにつながっています。

また、本事業所の特徴は、自立を促すことを最優先とし、できるだけ自分のやりたいことを自分で選択して、楽しくいち日をすごしていただくように心がけていることです。そのひとつの実践として、利用者の方の意思を第一に考え、少しでも自ら行動していただけるように、施設内通貨を導入しました。すると、利用者の方の自主的な行動がみられるようになり、施設内で働いて得た通貨を自分通帳に貯金したり、通貨を払って自分がしたいことをするという行動がみられるようになりました。利用者、ご自身の意欲が、大きく自立につながる事が確信出来たひとつの実践です。

他にも、カラオケボックス、パチンコ台、それにスリングという天井から紐を吊るして



両手首に固定しながら、軽く運動が出来る設備があります。はじめは苦手な方も、少し汗を掻きながら掛け声と共に一生懸命に取り組みます。お風呂も利用者の方の意思をできるだけ尊重し、自由に入浴いただけるように、特浴と個室を設置しています。また、手作りの美味しい昼食も利用者の方の楽しみの一つとなっています。

法人として、初めての三十人の通所介護ですが、最初は体験利用から始め、今では、日平均二十数人の方に利用いただくようになりました。利用者の方からは「したいことができて楽しいわ」、「ご飯も美味しいし」などいわれるようになり、スタッフも同様に思っています。

これからも、「ケアセンターハッピーコスモス」は利用者の方と地域に愛される事業所をめざして職員一同頑張っていきます。

保育所のためのしせつの損害補償

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

保険料試算ができます

有利な補償と割安な保険料です

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している認可保育所です。

プラン1 保育所業務のための補償

- ①基本補償
- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- ②個人情報漏えい対応補償
- ③保育所の什器・備品損害補償

必要な補償を3つのプランでご用意しました

プラン2 保育所利用者のための補償

- ②園児の傷害事故補償
- 地域子育て支援拠点事業等参加者傷害事故補償
- ③園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 保育所職員のための補償

- ①保育所の労災上乗せ補償
- ②保育所職員の傷害事故補償
- ③保育所職員の感染症罹患事故補償

プラン1-① 加入例		補償額	年額保険料	
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	1億・7億円	園児60人	23,400円
	対物賠償(1事故)	1,000万円	園児80人	25,800円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	園児100人	28,800円
	うち 現金補償限度額(期間中)	20万円	園児150人	34,800円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円		
おのり見舞い費用	初期対応費用(期間中)	500万円		
	見舞費用(期間中)	10万円		

中途加入OK

プラン2-② 加入例	補償額(1口あたり)	年額保険料 1口あたり 530円
死亡保険金	103万円	園児60人 一口加入 31,800円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の3~100%	園児80人 一口加入 42,400円
入院保険金(1日あたり)	800円	園児100人 一口加入 53,000円
手術保険金	8,000円・16,000円・32,000円	園児150人 一口加入 79,500円
通院保険金(1日あたり)	500円	

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「財産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記をお願いします。

社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

取扱代理店
株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

夢中!・熱中!ふくいびと

～だから続けたい この仕事～

福祉の現場で働く人たちの熱い思い・メッセージを伝えるコーナーです。京都府内で“熱い福祉”を“夢中”で実践している方々にスポットをあてて、元気や楽しさ、やりがいを“生”の声でお届けします。

子どもの未来と笑顔のために

京都府家庭支援総合センター 西浦 久美子

私は、幼少期から子どもに関わる仕事や心理学に興味を持ち、大学では心理学を専攻しました。その後、臨床心理士の資格を取得し、しばらく医療現場で心理士として勤務していましたが、やはり子どもに関わる仕事をしたいと思い、児童相談所に転職しました。

相談所勤務2年を経た今、何をしてもだめだと思ひ込み、自分を大切にできない多くの子どもに出会いました。不登校で、夜遊びを繰り返すケ―

スに、何度も家庭訪問に赴き、本人の気持ちに寄り添いながら、本人や保護者の持つ課題に応じた助言をすることにより、「めんどくさい」が口癖だった子どもが、今は「高校に行きたい」と話したことを非常に嬉しく感じました。

児童相談所での仕事は成果がすぐに表示されるものではありませんが、だからこそやりがいを感じる仕事だと思っています。根気強く向き合って、その積み重ねによって少しずつ変化

が表れてくるものだと感じています。

これからも、子ども達に寄り添いながら、子ども達が少しでも自信を持ち、自分の未来に希望を見いだし、笑顔が増えるよう支援し続けていきたいと思っています。

プロフィール



施設名：京都府家庭支援総合センター
氏名：西浦 久美子
職種：心理判定員
経験年数：2年
好きな言葉：継続は力なり
夢中になっていること：スイーツ巡り

「京都府家庭支援総合センター」は、平成22年4月に、京都児童相談所・婦人相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所を統合し、家庭問題に関する総合的な相談機関として誕生し、児童虐待・DV・ひきこもりなど、家庭内の様々な悩みについて相談に応じています。

〒605-0862
京都市東山区清水四丁目185番地1
電話：(代表)075-531-9600
URL：<http://www.pref.kyoto.jp/kateisien-sogo/>

京都府社会福祉協議会からの ご案内

平成24年8月京都府南部豪雨災害

義援金募集

8月13日からの豪雨により京都府南部地域で発生した災害で被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施しています。

【実施期間】

平成24年8月20日(月)～9月28日(金)

【受付方法】

- (1) 京都府共同募金会及び各市区町村共同募金会の窓口で受け付けております。
- (2) 銀行振込
- (3) ゆうちょ銀行振替
- (4) 現金書留での送金

【その他】

受付は義援金のみに限らせていただきます。物品の取り扱いはいりません。

【問合せ】

社会福祉法人 京都府共同募金会

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分<平日>
電話:075-256-9500

施設整備にかかる融資事業のご案内

社会福祉施設の新設・改修等にあたり、「施設整備等融資金貸付事業」を行っています。貸付対象は社会福祉法人です(京都市内除く)。福祉医療機構と併せての借入も可能です。

詳しくは本会までお問い合わせいただくか、本会ホームページ〔市町村社協・福祉事業者の方へ〕をご覧ください。

TEL075-252-6291

生活福祉資金・福祉資金(福祉費・災害援護)貸付のお知らせ

京都府内で豪雨被害に遭われた低所得世帯などに対し、福祉資金(福祉費・災害援護)の貸付を行っています。被災によって必要となった臨時的経費のための資金です。申請については被災(罹災)証明など、いくつかの書類が必要になります。

詳細につきましては、お住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

介護・福祉の職場に就職希望の方へ

京都府内の就職説明会日程一覧(10月以降)

やましろ南 2012年10月6日(土) 福祉センター相楽会館
やましろ北 2012年10月13日(土) 宇治市産業振興センター
(集中豪雨の影響により会場を変更しています。)

府内全域 2012年11月8日(木) みやこめっせ

※上記いずれも「予約不要」「入場無料」「随時入場制」

就活学生福祉職場体験(2014年卒対象) 2013年3月予定

■お問い合わせ/運営受託会社(株)学情 京都支社 0120-294-511

京都府社会福祉協議会

賛助会員募集のご案内

京都府内にお住まいの全てのみなさんが、安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けて活動を行っています。そのためにも、教育機関や企業など幅広い団体の協力を募っております。本会の活動を支えるための賛助会員へのご加入をぜひご検討ください。

詳しくは本会までお問い合わせいただくか、本会ホームページ〔京都府社協のご案内〕をご覧ください。 TEL075-252-6291

▶▶ 資産評価書作成事業のご案内 ◀◀

福祉医療機構等による貸付制度を利用する際の必要書類である「資産評価書」の作成事業を行っています。詳しくは本会までお問い合わせください。

TEL075-252-6291

～災害時に施設を支えるために、新しいCSRの形～

「きょうと福祉救援コーポレートカード」のご案内

福祉施設や企業活動の経費(光熱水費等)をカード支払いすることで、ポイントを基金(きょうとハート基金)に積み立て、災害時の復旧支援の助成金に活用する取り組みです。

詳しくは本会までお問い合わせいただくか、本会ホームページ〔きょうと福祉パートナー事業・きょうとハート基金〕をご覧ください。

TEL075-252-6291

京都の福祉

発行所 京都府社会福祉協議会

発行人 宮本 隆司

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

「京都の福祉」へのご意見、ご感想、とりあげてほしいテーマなどをお寄せ下さい。表紙の写真も募集中です。(テーマ「笑顔」)

本会へのご意見等は、左記URLの「お問い合わせフォーム」を通じてお寄せください。

